

太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付要綱

（令和 8 年 4 月 1 日環境局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、仙台市域における温室効果ガスの排出削減を推進することを目的とし、断熱や省エネルギー性能において一定の基準を満たし、かつ太陽光発電設備を導入する新築共同住宅の普及を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）新築共同住宅

延床面積 2,000 m²未満で、2 以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある住宅であり、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう。

（2）ZEH 水準 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、次に掲げる要件を全て満たす住宅をいう。

ア 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」（以下「BELS」という。）において、住宅の性能を示す証書が発行されていること

（3）単位住戸 住宅部分の一の住戸をいう。

（4）補助事業者 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。

（5）補助事業 第 8 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

（6）補助事業の着手 建築工事請負契約、不動産売買契約、またはそれに類する契約（以下、「契約」という）の締結をいう。

（7）太陽光発電システム 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。

（8）リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

- (9) PPA 太陽光発電システムの所有者である事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
- (10) サービス提供事業者 リース又は PPA により太陽光発電システムを提供する個人事業主若しくは法人をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてに該当する新築共同住宅とする。

- (1) 交付を申請する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日をいう。）の4月1日以降に契約を締結した住宅であること。
- (2) 別表第1に定める要件を満たした共同住宅であること。
- (3) 常時居住する専用共同住宅であること（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 水準を満たすこと）。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象住宅を市内に新たに建築し、又は建売住宅供給者等からの購入により取得する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (2) 住棟の高断熱化、太陽光発電システム導入について、国費を財源とする補助金を受けていないこと。

(補助金の交付対象者)

第5条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行う個人または個人事業主または法人とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 個人の場合にあつては、本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 個人事業主の場合にあつては、本市の市税（個人の市税に加え、個人事業主の場合は事業主として納付すべき市税を含む）を滞納していないこと。
- (3) 法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (5) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表第2-1の補助対象区分ごとに補助対象経費の欄に掲げる経費（消費税及び地方税は除く）及び補助額とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項に規定する交付の申請は、補助対象住宅の引き渡しを受ける前に、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付申請書（様式第1号）に別表第3に定める関係書類を添えて、別表4に定める期日までに市長に提出して行うものとする。

2 申請者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、次条の規定による交付決定の日より前に補助事業に着手する場合で、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）事前着手届出書（様式第1号別紙1。以下「事前着手届出書」という。）を市長に提出し、不備がないことの確認を受けたときについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、申請を受理してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条に規定する決定の通知は、交付の決定については太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定については太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（手続の代行）

第9条 この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、代行を求めることができる。

（交付の条件）

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助金の額及び補助対象設備の種類に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号に規定する変更の申請は、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。

3 規則第5条第1項第2号に規定する中止又は廃止の申請は、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告は、補助事業の成果を記載した太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）実績報告書（様式第8号）に別表第5に定める書類を添えて、別途別表第6に定める期間までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条に規定する通知は、太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、第13条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合は、速やかに太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
 - (4) 補助金の交付を受けた補助事業について、国費を財源とする補助金の交付を受けたとき
 - (5) 別表第 6 で定める期日までに補助金実績報告書の提出がなかったとき
 - (6) その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不適当であると認めたとき
- 2 市長は、前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（市税の滞納がないことの確認方法）

第 18 条 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りでない。

（市税の取扱い）

第 19 条 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号に規定する市税とは、個人市民税（地方税法第 319 条第 1 項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

(2) 第 5 条第 1 項第 3 号に規定する市税とは、個人市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（財産の処分の制限等）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得した太陽光発電設備及び蓄電池について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅 10 年
- (2) 太陽光発電設備 17 年

(3) 蓄電池 6年

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ太陽光発電等導入補助金（新築共同住宅向け）財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 市長は、補助事業者が前項の承認を受けて対象設備を処分した場合は補助事業者が当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還させることができる。

また、取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

(協力)

第23条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報や調査等について協力を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年9月15日改正）

この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

種別	要件
ZEH 水準	以下の①～③のすべての条件を満たすこと ①すべての住戸において外皮平均熱貫流率は 0.6 以下であること ②設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること ③BELS において住宅の性能を示す証書を取得していること

別表第 2-1（第 6 条関係）

申請者	補助対象区分	補助対象経費	補助額
個人	太陽光発電設備を導入する補助対象住宅	材料及び設備の購入、並びに工事に要する経費	7 万円/kW (上限 50 万円)
	上記に加え蓄電池を導入する補助対象住宅	材料及び設備の購入、並びに工事に要する経費	上記額に 10 万円(定額)加算
個人事業主 または 法人	太陽光発電設備を導入する補助対象住宅	材料及び設備の購入、並びに工事に要する経費	5 万円/kW (上限 50 万円)
	上記に加え蓄電池を導入する補助対象住宅	材料及び設備の購入、並びに工事に要する経費	上記額に 10 万円(定額)加算

- ※ 1 太陽光発電設備については別表第 2-2、蓄電池については別表第 2-3 に掲げる要件を満たすこと
- ※ 2 2 kW以上の太陽光発電設備を導入すること
- ※ 3 出力は太陽電池モジュールまたは太陽電池アレイの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点第 1 位を切り捨てする。

別表第 2-2（第 6 条関係）

補助対象区分	補助要件
太陽光発電設備	(1) 申請者が購入し、所有するものであること。または、申請者が契約する PPA (Power Purchase Agreement) やリースによる設置であること。 (2) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (3) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」(資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実

	施すること。 (4) 需要家の敷地内に本事業により導入する太陽光発電システムで発電して消費する電力量を、当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上とすること。 (5) 導入する太陽光発電設備の価格は35万円/kW（太陽光発電設備の出力あたり、工事費込み・税抜き）未満であること。ただし、当該単価での導入が困難な特段の理由がある場合は、理由書を提出すること。 (6) 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 (7) 日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 (8) 太陽光発電設備は『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』（平成29年12月一般社団法人太陽光発電協会）が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと。 (9) 太陽光発電設備は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策 推進・連絡会議決定）に準拠して製造・調達された製品であること。 (10) 国等が求めるサイバーセキュリティ対策が講じられたものであること。 (11) 太陽光パネルの設置による反射光により近隣への影響が懸念される場合には適切な防眩対策を行うこと。特に、北面への設置は、原則として防眩性能を有するパネルを使用すること。ただし、シミュレーション等の資料により、反射光による近隣への影響がないことが確認できる場合は、この限りではない。 (12) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 ○リースまたはPPAの場合は以下(12)～(14)も満たすこと (13) サービス提供事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものとし、このことについてサービス提供事業者が証明する書類を提出すること。
--	--

	(14) 申請の際には補助金の受領について、サービス提供事業者への委任状を提出すること。 (15) また、導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用することを誓約すること。
--	---

別表第 2-3（第 6 条関係）

補助対象区分	補助要件
蓄電池	(1) 申請者が購入し、所有するものであること。または、申請者が契約する PPA (Power Purchase Agreement) やリースによる設置であること。 (2) 別表第 2-2 を満たす太陽光発電設備で導入する付帯設備であること (3) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (4) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (5) 蓄電池の蓄電容量は 20kWh 未満とし、 SII (https://zehweb.jp/registration/battery/) に登録された蓄電池であること。 (6) 導入する蓄電システムの価格は 12.5 万円/kWh（定格容量あたり、工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。ただし、当該価格に該当する蓄電池システム調達が難しい場合は、理由書を作成のうえ、15.5 万円/kWh（定格容量あたり、工事費込み・税抜き）以下とすることができる。 ○PPA・リースの場合は以下(7)、(8)も満たすこと (7) サービス提供事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものとし、このことについてサービス提供事業者が証明する書類を提出すること。 (8) 申請の際には補助金の受領について、サービス提供事業者への委任状を提出すること。 また、導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用することを誓約すること。

別表第 3 補助金交付申請書に添付する書類（第 7 条関係）

	書類名	備考
①	事前着手届出書	・様式第 1 号別紙 1

②	本人確認書類	・氏名、住所、生年月日が確認できるもの ・申請者本人の住民票、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証等のコピー等
③	開業等届出書	・（個人事業主の場合）
④	法人の登記事項証明書	・（法人の場合）現在事項全部証明書（原本） ・交付日が交付申請書の提出前 30 日以内のもの
⑤	BELS 評価書の写し	・外皮平均熱貫流率、基準一次エネルギー消費量からの削減率が確認できるもの
⑥	遵守事項に関する確認書	・様式 1 号別紙 2
⑦	導入設備要件確認書兼誓約書	・様式 1 号別紙 3
⑧	補助対象経費等計算書	・様式 1 号別紙 5
⑨	太陽光発電設備の要件が分かるもの	・別表第 2－2 太陽光発電設備(7)～(10)を確認できるもの ・別表第 2－3 蓄電池(5)を確認できるもの
⑩	太陽光パネルの配置が確認できる書類	・屋根全面がわかる屋根伏図（または航空写真）および割付図 ・北面にパネルを設置する場合は、それが防眩仕様である
⑪	太陽光発電の自家消費率が分かるもの	・様式 1 号別紙 6 ・導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの
⑫	工事請負契約書等の写し	・申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること
⑬	見積書等の写し	・太陽光発電システム、（※蓄電池）の導入が分かるもの
⑭	設備の仕様及び金額が分かるもの	・太陽光パネルの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力、（※蓄電池の定格容量）および金額が確認できるもの ・建物北面屋根に設置する場合は、防眩仕様であることが確認できるもの
⑮	年度またぎ事前協議書	・様式第 1 号別紙 7 ・建物引渡し日が契約を締結した年度の 2 月 1 日以降となる場合のみ
⑯	委任状	・様式 1 号別紙 4 ・PPA またはリースにより、設備を導入する場合
⑰	太陽光発電設備調達価格に関する理由書	・太陽光発電設備の価格が 35 万円/kW 以下を超える場合、その理由書と太陽光発電設備の金額が確認できるもの ・参考様式
⑱※	蓄電池調達価格に関する理由書	・蓄電池価格が 12.5 万円/kWh 以下とならない場合、その理由書と蓄電池の金額が確認できるもの ・参考様式

⑲	補助金相当額控除説明資料	・(PPA・リースにより設備を導入する場合のみ)補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
⑳	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前 30 日以内のもの ・市税納付状況確認に同意した場合は不要
㉑	その他市長が必要と認める書類	

※ 蓄電池の補助を受ける場合のみ

別表第 4 補助金交付申請書提出期限（第 7 条関係）

	建物引渡し日	交付申請書提出日※
①	契約を締結した年度の 1 月 29 日まで	契約を締結した年度の 12 月 15 日まで
②	契約を締結した年度の 2 月 1 日から 3 月 31 日まで	契約を締結した年度の 12 月 16 日から 1 月 31 日まで。

※ 当該日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日まで

※ 建物の引渡し日が契約を締結した翌年度の 4 月 1 日～1 月 31 日になる場合は、契約を締結した年度の 12 月 16 日～3 月 31 日までの間に年度またぎ事前協議書を提出すること。

なお、事前協議書の提出により、次年度の補助金支給が確約されるものではない。

別表第 5 実績報告書に添付する書類（第 12 条関係）

	書類名	備考
①	建物全景写真	・様式第 8 号別紙 1 ・建物全景を撮影したカラー写真
②	導入設備の写真	・様式第 8 号別紙 2 ・太陽光発電設備の全体、パワーコンディショナー、(※蓄電池)の全体及び型番を撮影したカラー写真
③	出荷証明書等の写し	・太陽光発電システム、(※蓄電池)について、新品を設置したことが分かるもの ・導入必須設備等を導入したことが分かるもの
④	補助対象住宅引渡証明書	・様式第 8 号別紙 3
⑤	住宅施工証明書	・様式第 8 号別紙 4
⑥	領収書等の写し	・申請者の氏名が記載されているもの ・補助対象住宅及び太陽光発電システム導入費用を負担したことが分かるもの
⑦	建物の登記事項証明書	・建物の登記簿謄本の原本 (登記情報提供サービスなど、ネットでの出力は不可) ・実績報告提出前 3 か月以内に交付されたもの

⑧	建築場所と住居表示が同一場所と分かるもの	・申請時提出の契約書の建築場所(地番)と住民票の住所表記が異なる場合 ・住居番号設定等通知書など
⑨	売電の形態が確認できる書類	・電力会社との電力受給契約確認書(売電契約書等)の写しまたは系統連系に係る契約書類等の写しなど
⑩	その他市長が必要と認める書類	

※ 蓄電池の補助を受ける場合のみ

別表第6 実績報告書提出期限（第12条関係）

	建物引渡し日	実績報告書提出日※
①	契約を締結した年度の1月29日まで	契約を締結した年度の1月29日まで
②	契約を締結した年度の1月30日から3月31日まで	契約を締結した年度の翌年度の1月30日から3月31日まで

※ 当該日が閉庁日に該当する場合は、その直前の開庁日まで

※ 建物の引渡し日が契約を締結した翌年度の4月1日～1月31日になる場合は、契約を締結した年度の翌年度の5月1日～1月31日までの間に実績報告書を提出すること。